

資料編



・ 財政推計	136
・ 施策指標一覧	138
・ 総合計画に関する主な個別計画一覧	147
・ まちづくり懇話会の提言	150
・ 東近江市総合計画審議会条例	151
・ 審議会諮問文	152
・ 審議会答申文	152
・ 東近江市総合計画審議会委員名簿	153
・ 東近江市総合計画策定体制図	153
・ 策定経過	154

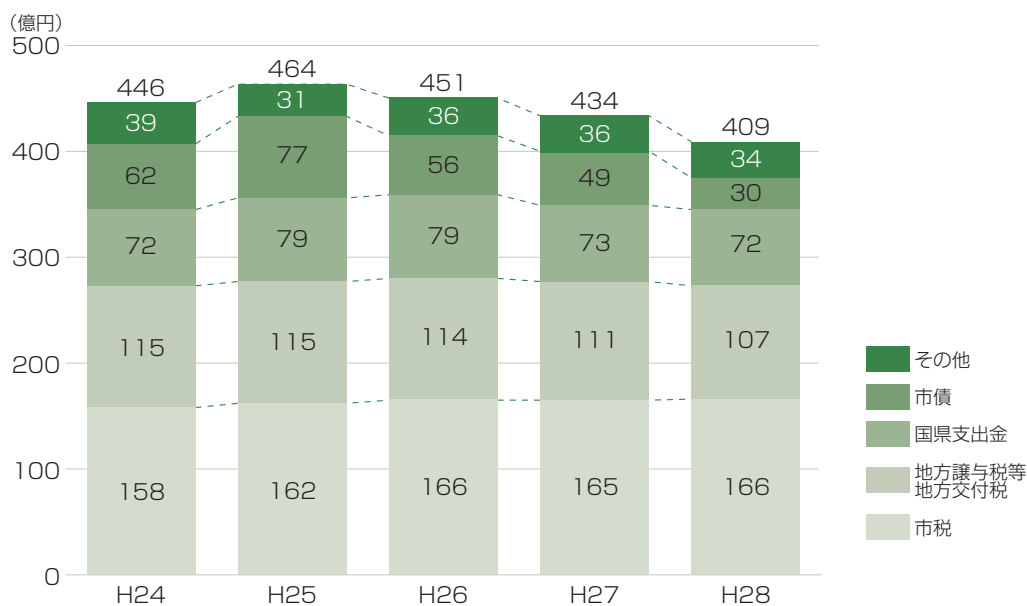
財政推計

この財政推計は、東近江市総合計画後期基本計画の施策展開に向けた、計画期間中の全体的な枠組みを示したものです。ただし、今後の社会経済状況や国の動向等に大きく左右されることから、将来の財政負担を十分考慮し、計画期間中に随時見直すなど、持続可能な財政運営に努めます。

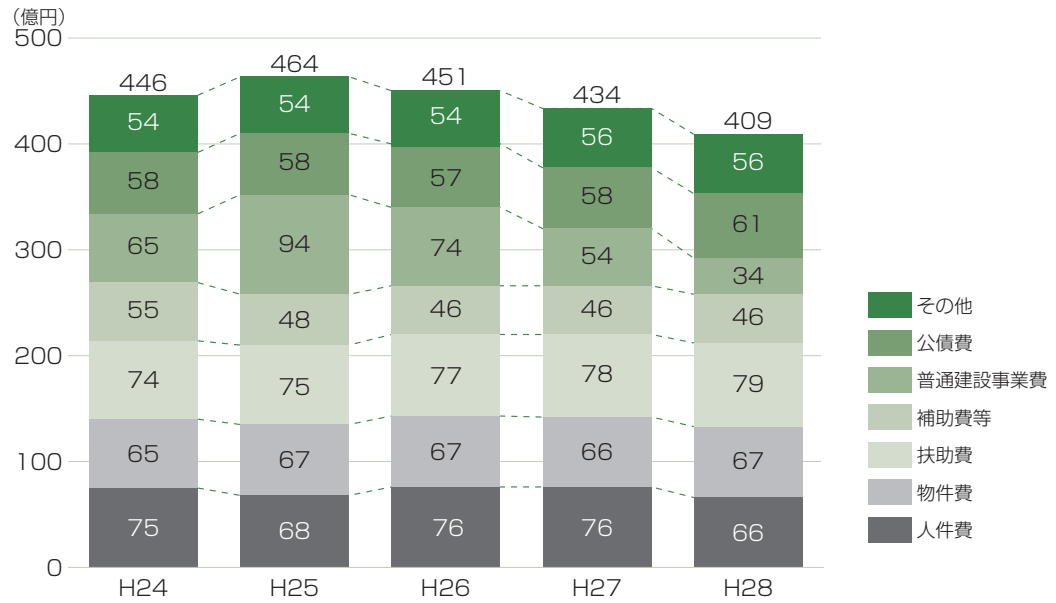
◆財政推計の考え方

- ①市税は、過去の実績等を踏まえ、現行税制度を基本に、また、地方交付税は、現行制度を基本に、合併に係る財政支援措置を見込み算定しています。国県支出金については、過去の実績等を踏まえて算定するとともに、計画期間中の事業に係る補助を加えて算定しています。
- ②少子・高齢化の進展により、社会保障関連経費(医療・介護・子育て・生活保障など)については、今後さらに増加することを見込み算定しています。
- ③普通建設事業費については、緊急度が高く、早期に取り掛かる必要があるものを優先的に整備することを見込んで算定しています。併せて、その財源となる市債の借り入れについても、将来負担を考慮し、発行することとして算定しています。
- ④集中改革プランを確実に実行し、人件費・物件費等については、業務の効率化を図り経費削減に取り組むとともに、公の施設改革や補助金制度に関する改革など考慮し算定しています。

(1)歳入(普通会計)【平成24年度～平成28年度】



(2)歳出(普通会計)【平成24年度～平成28年度】



施策指標一覧

第1章 市民が主役となるまちづくり

前期の指標	施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
			H22年度	H28年度				値	年度	内容
	1-1	自治会の加入率	81.9%	82.8%	自治会加入世帯 ÷ 市内の世帯数	地域組織への参加意識の高さをみる指標として設定する。	H19 加入率 82.8%をめざす。	96.6% 69.8%	H21 H20	守山市 大津市
	1-1	認可地縁団体数	107団体	120団体	地縁による団体(自治会)の認可数の合計	良好な地域社会が維持・形成され、広く地域的な共同活動が行われているかをみる指標として設定する。	年間 2～3 自治会の増加をめざす。			
○	1-2	市内の特定非営利活動法人(NPO法人)の数	39法人	54法人	市内の特定非営利活動法人数	市民活動の広がりをみる指標として設定する。	過去のNPOの年間平均設立数 3 法人を維持し、15 件の増加をめざす。	39 法人	H22	滋賀県知事認証の法人数
○	1-3	まちづくり協議会の実施事業数(平均)	15事業	20事業	年度末の各まちづくり協議会の平均事業数	市民活動の広がりをみる指標として設定する。	15 事業(H22)×平成 21 年度から平成 22 年度までの伸び率 1.33 をめざす。			
○	1-4	市ホームページのアクセス件数	47,871 件/月	60,000 件/月	市ホームページにアクセスされた年間件数 ÷ 12 月	行政情報や地域情報が広く伝わっていることをみる指標として設定する。	H22.4～H23.9 の間の最大アクセス件数が 60,374 件(H23.5)であることから、年間を通じて目標値をめざす。			
	2-1	地域イベントの参加者数	161,000人(H19~22平均)	168,000人	地域イベントの参加者数の合計	より多くの方が地域情報を共有していることをみる指標として設定する。	過去最高の参加者数(H22)を継続してめざす。			
○		ケーブルテレビの加入件数		削除			第6章で設定する。			
	3-1	在住外国人への情報提供回数	6回/年	12回/年	県国際協会の情報紙みみタロウ、市の翻訳した情報紙の関係先への年間発送回数	在住外国人が情報を得られているかをみる指標として設定する。	毎月情報提供することをめざす。			
○		国際・国内交流に関する市民ボランティア(会員)の登録者数		削除			下記に変更する。			
	3-1	日本語指導ボランティアの登録者数	38人	43人	日本語指導ボランティアとして、東近江国際交流協会に登録された人数	在住外国人と市民がお互いの文化や習慣等の理解を深めることができるかをみる指標として設定する。	日本語指導ボランティア養成講座修了者など毎年 1 人の登録をめざす。			
	3-2	国際交流事業における協力通訳者数	30人	35人	国際交流事業で、通訳・翻訳協力として依頼できる人数	国際交流を活発に行うことができるかをみる指標として設定する。	毎年派遣しているマーケット市留学生などのうち毎年 1 人の増加をめざす。			
	3-2	市民主体の国際国内交流実施団体数	0団体	1団体	市民主体で国際国内交流を行っている団体数	市民主体の交流が進んでいるかをみる指標として設定する。	市が支援している団体のうち 1 団体の自立をめざす。			
○	4-1	町別懇談会参加者数	8,087人	10,000人	町別懇談会参加者数	人権を尊重し合う意識の高さをみる指標として設定する。	会場数や参加者数の増加により、1.25%の増加をめざす。概ね 400 人×5 年			
	4-1	企業内同和問題研修啓発推進班員による訪問企業数	226社	236社	企業内同和問題研修啓発推進班員による訪問企業数	企業内の人権活動が進んでいるかをみる指標として設定する。	訪問企業数として毎年 2 社の増加をめざす。			
	4-2	人権まちづくり講座修了者数	33人	50人	講座の修了証授与者数	人権学習の意識の高さをみる指標として設定する。	受講者の内、全講座修了者 25%をめざす。(H22: 約 20%)			
	4-3	市民相談実施件数	703件	770件	年間の相談件数	身近な相談窓口となっているかどうかをみる指標として設定する。	過去 3 年間の平均相談件数が 789 件であるので、H22 年度よりも概ね 10%程度増加した件数を、継続して受け入れることができることをめざす。			
○		「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に賛成する人の割合		削除			下記に変更する。			
	5-1	「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に反対する人の割合	男38.2% 女51.0%(H23)	男45.0% 女55.0%	市民意識調査結果	男女共同参画への意識の高さをみる指標として設定する。	前期計画期間中の伸び率と同等の伸び率をめざす。	(目標) 50% 75% 53% 56%	H27 H30 H26 H31	大津市 草津市 栗東市 //
○	5-1	各種審議会や委員会における女性委員の割合	31.3%	40.0%	審議会委員等の数のうち女性委員の数の数 ÷ 審議会委員等の数 × 100 ※審議会委員等 = (地方自治法第 202 条の 3 に定める付属機関)	男女共同参画の視点からの意見が反映されているかをみる指標として設定する。	国の 2020 年目標指数である 30%をクリアしており、近隣市の目標値も考慮し、増加をめざす。	(目標) 40% 40% 40% 50%	H23 H27 H32 H27	近江八幡市 野洲市 草津市 大津市

第2章 人と環境にやさしいまちづくり

前期の指標	施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
			H22年度	H28年度				値	年度	内容
○	1-1	にぎわい里山づくり団体認定数・認定面積	16団体 109ha	23団体 141ha	同条例に基づき市長が認定した団体の数	多様な生態系の保全状況をみる指標として設定する。	毎年度1団体の認定をめざす。			
	1-1	保護樹木・樹林の指定数	樹木31本 樹林20ヵ所	樹木39本 樹林25ヵ所	保護指定数	貴重な樹木・樹林の保護状況をみる指標として設定する。	公募等により、25%の追加指定をめざす。			
	1-2	不法投棄件数	151件/年	121件/年	市によせられた不法投棄件数	不法投棄の防止への市民意識をみる指標として設定する。	毎年6件減少させ、20%の減少をめざす。			
	2-1	一般廃棄物排出量	35,266t/年 (H20)	30,329t/年	一般廃棄物実態調査から把握される一般廃棄物排出量	一般廃棄物量の発生抑制への市民意識をみる指標として設定する。	年2%の減少をめざす。			
○		ごみの資源化の推進		削除		下記に変更する。				
	2-1	ごみのリサイクル率	14.1% (H21)	18.0%	総資源化量 ÷ 年間ごみ総排出量	リサイクルに対する市民意識の高さをみる指標として設定する。	ごみ減量化基本計画に基づき設定。			
	2-2	合併浄化槽法定検査(法第11条)の受検率	23.2%	70.0%	浄化槽法第11条による検査(定期検査年1回)の受検率	水質保全への意識の高さをみる指標として設定する。	県内の他市の実績を参考に目標値を設定。年420基の受検数向上をめざす。(浄化槽設置総基数4,500基)	86.2% 61.7%	H22	甲賀市 栗東市
○		公用車・コミュニティバスにおけるバイオディーゼル燃料車両の数		削除		下記に変更する。				
	2-3	廃食油の回収量・BDF製造量	廃食油 28,571ℓ BDF 14,065ℓ	廃食油 50,000ℓ BDF 32,800ℓ	菜の花館における年間の廃食油の回収量、BDF製造量	環境負荷低減への市民意識の高さをみる指標として設定する。	菜の花館のプラント施設最大能力の稼働をめざす。			
	2-3	住宅用太陽光発電普及率	4%	6%	住宅用太陽光発電の普及率	環境負荷低減への市民意識の高さをみる指標として設定する。	H23.1 現在 1,560 戸設置しており、年160戸の設置をめざす。			
	3-1	花いっぱい運動活動団体数	51団体	70 団体	緑の街づくり事業補助金交付要綱に基づき対象となる団体の数	緑化に対する市民意識の高さをみる指標として設定する。	市内14地区において平均して各地区5団体の活動をめざす。			
	3-2	景観形成重点地区の指定数	0地区	2地区	良好な景観を形成し、重点的に保全育成を図るべき地区として指定した数	本市独自の良好な景観形成を図る指標として設定する。	景観審議会の議論などから2地区の指定をめざす。			
	3-2	景観重要建造物の指定数	0件	5件	良好な景観を形成するうえで優れた建造物等を保全するため指定した数	本市独自の良好な景観形成を図る指標として設定する。	景観審議会の議論などから5件の指定をめざす。			
○	3-3	公害苦情件数	249件	224件	公害等苦情件数	公害防止に対する意識の高さをみる指標として設定する。	毎年5件の減少をめざす。			
	3-4	布引斎苑中規模改修整備	—	完成 (H25)	—	火葬が適切に対応できる状態にあるかをみる指標として設定する。	H25 年度末に完成をめざす。			
	3-5	狂犬病予防注射の接種率	63%	70%	登録犬に対する予防注射接種率	飼い主のマナーの高さをみる指標として設定する。	日本獣医師会が提言する注射率70%をめざす。			
○		布引運動公園の整備	目標達成済み	削除						
○		開発許可区域内の公園緑地の割合		削除		制度変更により適正でない。				
○	3-6	都市公園の面積	78.9ha	80.1ha	都市公園開設面積の合計	市民の憩いの場の確保を図る指標として設定する。	人口一人あたり都市公園面積の滋賀県平均値に近づける。	8.3 ㎡/人	H21	滋賀県
	3-7	市営住宅建替等改善率	42%	87%	戸別改善、建替等を実施する住居数	安全で快適な公営住宅の割合をみる指標として設定する。	公営住宅等長寿命化計画に基づき設定する。			
○	4-1	自主防災組織の組織率	72.1%	80.0% 以上	組織されている地域の世帯数 ÷ 全世帯数 × 100	防災意識の高さをみる指標として設定する。	全国の平均値をめざす。	66.9% 69.9% 71.7% 73.5% 74.4% 80.0%	H18 H19 H20 H21 H22 H28	全国平均 (推定)

第2章 人と環境にやさしいまちづくり(つづき)

前期の指標	施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
			H22年度	H28年度				値	年度	内容
○		地震ハザードマップの作成	目標達成済み	削除						
	4-2	特定建築物耐震化率	13.6%	100%	S56 以前に建築された公共施設のうち主に耐震化をすべき建築物で耐震基準を達成している施設数の割合(全44施設)	災害に強いまちかをみる指標として設定する。	既存建築物耐震改修促進計画に基づき設定する。	100%	H27	滋賀県における公共建築物のうち特定建築物の耐震化率の目標値
	4-3	人口1万人当たりの出火件数(出火率)	2.4件	2.0件	年間出火件数 ÷ 人口	火災予防意識の高さをみる指標として設定する。	全国での最低値をめざす。 1位：富山 2.0 2位：京都 2.1 3位：福井 2.7	4.0件 3.3件	H21	全国平均 滋賀県
○		市内の犯罪の発生件数		削除		下記に変更する。				
	5-1	人口1万人当たりの刑法犯認知件数(犯罪率)	100.7件	80.0件	年間犯罪認知件数 ÷ 人口	防犯意識の高さをみる指標として設定する。	県内の人口同等規模の市のうち最低値をめざす。	124.8件 111.8件 80.1件	H22	全国平均 滋賀県 長浜市
	5-2	交通安全教室参加者数	8,156人/年	8,200人/年	1年間に交通安全教室へ参加した人数	交通安全に対する意識の高さをみる指標として設定する。	少子化のため、現在の水準の維持をめざす。			
	5-2	高齢ドライバー事故率	14.6%	14.1%	高齢者(65歳以上)が自動車を運転中に第一当事者となった事故率	高齢者の交通事故を減らす指標として設定する。	高齢者が増加していく中で、滋賀県内での事故発生率までの減少をめざす。	14.1%	H22	滋賀県
	5-3	通学路(国・県・市道)における歩道及び歩道帯整備率	26%	30%	通学路の内、歩道施設設置率 歩道延長 60km ÷ 通学路延長 231km	安全に道路を歩くことができるかをみる指標として設定する。	年間 2km の整備計画に基づき設定する。 歩道延長 70km ÷ 通学路延長 231km			
	5-4	消費生活啓発員登録者数	30人	40人	消費生活啓発員養成講座受講者	消費生活問題への意識の高さをみる指標として設定する。	消費生活啓発リーダー現状 30名を3割程度の増加をめざす。			

第3章 誰もが笑顔で暮らせるまちづくり

前期の指標	施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
			H22年度	H28年度				値	年度	内容
○	1-1	健康推進員の数	213人	300人	健康推進員登録者数	地域ぐるみで健康づくりができるまちかをみる指標として設定する。	H22 県の健康推進員一人当たり受け持ち世帯数を目標として健康推進員数の増加をめざす。	3,871人	H22	滋賀県
	1-1	野菜平均摂取量	284.1g/日(H21)	350g/日以上	栄養マップ調査による	自らの健康意識が高く、健全な食生活を送っているかをみる指標として設定する。	国の「21世紀における国民健康づくり運動」の目標値をめざす。	277g/日	H21	滋賀県
○	1-2	がん検診受診率	26.0%	31.0%	胃・大腸・子宮・乳がん検診の平均受診率	がん予防、早期発見、早期治療に対する意識の高さをみる指標として設定する。	国の「21世紀における国民健康づくり運動」において目標受診率を50%に掲げていることや、定期的検診が早期発見につながる大切な機会であることから、啓発にも重点をおき受診率の5%向上をめざす。	16.5%	H21	滋賀県
	1-2	20～69歳の男性の肥満の割合	24.8%	15.0%以下	栄養マップ調査による	生活習慣病等の原因となる肥満を減らし、重症化予防のための指標として設定する。	滋賀県の「健康しが推進プラン健康いきいき21」の目標値をめざす。	25.1%	H21	滋賀県
	1-3	病院事業実質収益対経常費用比率	69.5%	80.0%	(経常収益－他会計繰入金) ÷ 経常費用 × 100	市立病院の安定した経常基盤の確立による安全で安心な医療提供をみる指標として設定する。	100%が望ましいが、赤字を減価償却額内に抑えることをめざす。	83.7%	H21	全国平均
	1-3	自宅での死亡割合	15.8%	20.0%	市内の死亡総数 ÷ 自宅での死亡数 × 100	在宅医療福祉がどの程度浸透しているかをみる指標として設定する。	市内で在宅看取りのモデル的な地域の自宅死亡率をめざす。	15.2%	H22	滋賀県
	1-4	国民健康保険料収納率	95.0%	95.0%以上	国民健康保険料収納額(現年度分) ÷ 調定額 × 100	国民健康保険制度の維持や適正な運営状況をみる指標として設定する。	H22 現年度分収納率の維持をめざす。	93.1%	H23	滋賀県国民健康保険広域化等支援方針に定める目標収納率
	1-4	国民健康保険特定健康診査の受診率	30%	65%以上	受診者数 ÷ 受診対象者 × 100	国民健康保険制度の維持や適正な運営状況をみる指標として設定する。	各保険者ごとに運営形態や加入状況などを考慮して国が定めた数値(65%)をめざす。			

前期の指標	施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
			H22年度	H28年度				値	年度	内容
	1-5	後期高齢者医療保険料収納率	99.7%	99.7%以上(H25)	後期高齢者医療保険料収納額(現年度分)÷調定額×100	後期高齢者医療保険制度の維持や適正な運営状況を見る指標として設定する。(ただし平成26年度制度見直し予定)	H22 現年度収納率の維持をめざす。	99.6%	H22	滋賀県
	1-6	福祉医療費受給券資格管理率	100%	100%	受給勘案内数÷資格対象者×100	福祉医療を対象者が漏れなく利用できるかをみる指標として設定する。	H22 実績値の維持をめざす。			
	1-7	国民年金制度年間広報回数	9回/年	12回/年	年間の広報回数	国民年金制度の周知の広がりを見る指標として設定する。	毎月の市広報への掲載をめざす。			
○	2-1	地域福祉ボランティア活動に参加した人数	3,332人	4,000人	社会福祉協議会におけるボランティア保険加入人数	ボランティア活動など、地域福祉への意識の高さをみる指標として設定する。	新たに、65歳以上75歳未満の人(約14,000人)のうち、4.5%程度の参加をめざす。			
	2-1	民間施設の福祉避難所としての契約協定数	0カ所	13カ所	市内の老人福祉施設・療養医療施設の数	災害時の安全が確保できるかをみる指標として設定する。	市内の老人福祉施設(8カ所)、老人保健施設(4カ所)、療養医療施設(1カ所)との協定をめざす。			
	2-2	地域福祉委員の数	398人	528人	社会福祉協議会登録福祉委員数	地域の見守りができているかをみる指標として設定する。	14地区の内5地区において未配置のため、自治会数に準じて市内全域に配置することをめざす。			
	2-3	就労支援を実施している者のうち、就労に結びついた者の割合	22.3%	25.0%	生活保護受給者で就労に結びついた者の数	生活保護からの自立更正の状況を見る指標として設定する。	過去の実績(H21=17/127、H22=29/130)を基にH28年度において35/140(H22 稼働年齢層にある者で就労支援を実施した者の数)をめざす。			
	3-1	高齢者が週1回以上外出している割合	87.1%	90.0%	高齢者のうち週1回以上外出している割合	高齢者が生きがいをもっていかれるかをみる指標として設定する。	高齢者のうち9割をめざす。(3%増)			
	3-2	介護予防事業の参加率	1.2%	1.7%	基本チェックリスト送付者の内、一般高齢者予防事業(一次予防事業)及び二次予防事業に参加した者の率	一般高齢者及び二次予防事業対象者に介護予防事業を実施することで、要介護状態になることを予防する指標として設定する。	過去の実績などから毎年0.1%増をめざす。			
○	3-2	地域サロンの数	221カ所	350カ所	地域サロン開催自治会等	要介護状態を予防できているかをみる指標として設定する。	全自治会(386)のうち、H22 開催箇所割合57%を、毎年10%ずつ増加し、最終年度で90%の開催をめざす。			
○		介護予防サポーターの数		削除		下記に変更する。				
○		認知症啓発リーダーの数		削除		下記に変更する。				
	3-3	認知症サポーター数	12,394人	18,500人	サポーター養成講座参加者	認知症に対する理解の高さをみる指標として設定する。	高齢者2人に対して1人のサポーター数(H22)を、最終年度で高齢者1.5人に対して1人をめざす。			
	3-4	地域密着型事業所数	18カ所	33カ所	H22 年度末事業所数+H23 年度指定事業所数+H23 年度整備予定事業所数+未整備(小規模多機能・認知症対応型通所)圏域数	介護サービスが十分に提供できているかをみる指標として設定する。	介護保険事業計画に定める10圏域に3種類の事業所を1カ所以上の整備をめざす。(2カ所あるところが3つある)			
	3-5	介護保険料収納率	99.3%	99.3%以上	介護保険料収納額(現年度分)÷調定額×100	介護保険制度の維持や適正な運営状況を見る指標として設定する。	H22 現年度収納率の維持をめざす。	98.9%	H21	滋賀県
○		障がい者が働ける場の拡大		削除		指標設定時と法制度が変化し、継続して比較する指標としない。				
○		障がい者の日中活動の場の拡大		削除		指標設定時と法制度が変化し、継続して比較する指標としない。				

第3章 誰もが笑顔で暮らせるまちづくり(つづき)

前期の指標	施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
			H22年度	H28年度				値	年度	内容
	4-1	障がい者の就労支援サービス利用者数	261人/年	416人/年	年間の就労支援サービスの利用者数	障がい者の生活基盤が向上しているかをみる指標として設定する。	・特別支援学校の卒業予定者数(毎年15人前後)×70%の利用増をめざす。(50人増) ・働き暮らし応援センターからの一般就労者24人/年×90%(3年間で72件の実績)をめざす。(105人増)			
○	4-1	障がい者グループホーム・ケアホーム利用者数	94人/年	136人/年	年間のグループホーム・ケアホームの利用者数	障がい者が自立生活を送ることができているかをみる指標として設定する。	定員6人×7施設の新設・利用増をめざす。			
	4-2	障がい者自身が感じる市民の障がいに対する理解度	28%(H19)	50%	アンケート調査による数値	障がいに対する理解の進捗をみる指標として設定する。	障がい者が感じる障がいに対する理解の進捗率を半数の50%をめざす。			
	4-3	サポートファイルの活用件数	245件	285件	通常学級における学校把握件数+支援学級における所持件数	障がい児に継続して相談・支援ができてきているかをみる指標として設定する。	年8件の増加をめざす。			
	4-3	個別の指導計画作成率(保育園・幼稚園)	100%	100%	支援員についている園児数のうち個別の指導計画を作成している割合	障がいに応じたきめ細かい支援ができてきているかをみる指標として設定する。	保育園幼稚園では現状と同様全員の作成をめざす。			
	4-4	障がい者の日常生活支援(権利擁護)事業利用者数	127人	170人	日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の利用者数	障がい者が安心して生活できる権利が保証されているかをみる指標として設定する。	毎年10人前後の新規利用をめざす。			

第4章 次代を担う人材を育むまちづくり

前期の指標	施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
			H22年度	H28年度				値	年度	内容
○	1-1	保育時間の延長実施園数	9園	14園	年度末時点の実施園数	保育サービスが充実しているかをみる指標として設定する。	東近江市次世代育成支援対策地域行動計画に基づき設定。			
○	1-1	一時保育事業の実施箇所数	3カ所	5カ所	年度末時点の実施箇所数	保育サービスが充実しているかをみる指標として設定する。	東近江市次世代育成支援対策地域行動計画に基づき設定。			
○		病後児保育事業(施設型)の実施箇所数		削除		上記を代表的な指標とする。				
○		学童保育所の数		削除		下記に変更する。				
	1-2	学童保育所実施数	23カ所	27カ所	実施箇所数	放課後における子どもの見守りができているかをみる指標として設定する。	東近江市次世代育成支援対策地域行動計画に基づき設定。	小学校数228 学童保育所数246	H22	滋賀県内の整備状況
	1-3	地域子育て支援拠点数	センター型4カ所 ひろば型2カ所	センター型4カ所 ひろば型10カ所	拠点の設置数	子育て支援環境が整っているかをみる指標として設定する。	東近江市子育て支援総合センター構想に掲げる拠点整備をめざす。			
	1-4	家庭支援員・ホームフレンド登録者数	家庭支援員18名 ホームフレンド16名	家庭支援員24名 ホームフレンド22名	登録者数	子育てに対する不安や問題が解消できているかをみる指標として設定する。	年1名の登録者の増をめざす。			
	1-5	児童虐待に関する情報提供のあった件数	535件	700件	情報提供のあった件数	市民の虐待への意識の高さをみる指標として設定する。	市民啓発による早期の気づきによる件数の増をめざす。			
○	2-1	児童生徒の長期欠席率	小学校0.37% 中学校3.22%	小学校0.3% 中学校2.8%	病休等を除き、30日以上欠席している児童・生徒割合	子どもたちにとって魅力ある学校となっているかをみる指標として設定する。	全国平均値をめざす。	小学校0.32% 中学校2.74%	H22	全国平均
	2-2	児童生徒の読書冊数	小学校7.2冊 中学校2.7冊	小学校10.0冊 中学校4.2冊	子どもの読書活動に関する調査(毎年5月1か月間の読書冊数)	読書によって生きる力を育み、本に親しんでいるかをみる指標として設定する。	全国平均値をめざす。	小学校10冊 中学校4.2冊	H22	全国平均
	2-3	個別の指導計画作成率(小中学校)	小学校84.2% 中学校45.2%	小学校90.0% 中学校60.0%	学校が気になる子と認識するケースに対する作成割合	障がいに応じたきめ細かい支援ができてきているかをみる指標として設定する。	小学校では家庭環境要因を除いてほぼ全てを、中学校では生徒指導教育相談ケースが多いことから6割をめざす。			

前期の指標	施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
			H22年度	H28年度				値	年度	内容
	2-4	給食実施率	68%	100%	幼稚園・小学校・中学校の総数に占める給食実施施設の割合	規則正しい食習慣が定着しているかをみる指標として設定する。	東近江市学校給食基本計画に基づき設定。			
○	2-5	耐震補強整備が完了した義務教育施設数	校舎26校 体育館27館	全31校の 校舎・体育館	耐震化基準を達成している学校数	安全な学校施設の充実をみる指標として設定する。	全ての学校施設の耐震化をめざす。	73.3%	H22	H22.4.1 現在全国の小中学校の耐震化率
	2-6	学校への復帰率	72.4%	75.0%	通室児童・生徒の学校復帰割合	きめ細かな支援ができていくかをみる指標として設定する。	復帰率は上下するところがあるが、5年後に75%をめざす。			
	2-7	少年補導人数(東近江警察署管内の刑法犯)	119人/年	83人/年	東近江署管内(東近江市、日野町、愛荘町)の年間刑法犯少年数	健全に青少年を育成できているかをみる指標として設定する。	H22年度の3割減をめざす。			
	3-1	市民一人当たりのコミュニティセンターの利用回数	2.4回/年	2.9回/年	コミュニティセンターの年間利用者総数÷年度末人口	学習機会の提供ができていくかをみる指標として設定する。	H22年度の2割増をめざす。			
	3-1	市民講師による生涯学習出前講座数	69講座	83講座	生涯学習出前講座のうち市民講師による講座数	学習機会の提供ができていくかをみる指標として設定する。	H22年度の2割増をめざす。			
○		図書館の年間貸出冊数		削除			下記に変更する。			
	3-2	市民一人当たりの年間貸し出し冊数	10.3冊	12冊	7図書館の資料貸出総数(対個人)÷人口	図書館の利用状況をみる指標として設定する。	図書館計画中間答申に基づき設定。			
	3-2	図書館の利用者数	29,658人/年 (延べ246,590人)	31,170人/年 (延べ259,168人)	1年間に1回以上図書館で利用カードを使った市民の数(家族利用、館内利用の方の人数は含んでいません)	図書館の利用状況をみる指標として設定する。	年1%増をめざす。			
	3-3	市芸術文化祭観客数	3,100人	3,400人	市芸術文化祭観客数	文化芸術に対する意識の高さをみる指標として設定する。	H22年度の1割増をめざす。			
○		総合型地域スポーツクラブの数	目標達成済み	削除						
	3-4	成人の週1回以上のスポーツ実施率	35%	1回以上65% 3回以上30%	成人のスポーツ実施回数÷週	スポーツが盛んであるかどうかをみる指標として設定する。	スポーツ基本法公布に伴う重点戦略の目標値をめざす。			
	4-1	市指定文化財件数	195件	210件	市指定文化財件数	文化財が将来へ継承されていくかをみる指標として設定する。	年3件の新規指定をめざす。			
	4-2	文化財保護・愛護啓発事業の参加者数	2,000人	2,300人	文化財保護・愛護啓発事業の参加者数	文化財に対する意識の高さをみる指標として設定する。	H22実績の15%増をめざす。			
○	4-3	市史の編さん地域の数	6地域	7地域	市史の編さんが完了した地域数	市内全地域の市史が刊行されているかをみる指標として設定する。	市内7地域すべての市史が、刊行済になることをめざす。			

第5章 地域の活力を生み出すまちづくり

前期の指標	施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
			H22年度	H28年度				値	年度	内容
○	1-1	企業立地件数(H24以降)	—	5件	工場進出に市が関わった数	企業誘致の推進をみる指標として設定する。	年1社の企業誘致をめざす。	16件	H22	工場立地動向調査結果に基づく新設立地件数(滋賀県分)
	1-2	中小企業庁セーフティネット保証制度認定件数	525件	530件	中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証制度の利用を認定した件数	安定な企業経営への支援の状況をみる指標として設定する。	景気状況に大きく左右されるため、現在の水準の維持をめざす。			
	1-3	勤労者互助会加入者数	2,548人	2,600人	東近江地域勤労者互助会事業報告数値	勤労者の福利厚生が受けやすい環境にあるかをみる指標として設定する。	減員の傾向のある中で、2%増をめざす。			

第5章 地域の活力を生み出すまちづくり(つづき)

前期の指標	施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
			H22年度	H28年度				値	年度	内容
	1-4	東近江公共職業安定所管内有効求人倍率	0.56倍	0.61倍	東近江公共職業安定所「月報」の数値	雇用機会が増加しているかをみる指標として設定する。	0.05 ポイント増をめざす。			
○	2-1	東近江市を訪れた観光客数	1,962,000人/年	2,600,000人/年	1月から12月滋賀県観光入込状況調査報告数値	観光客動向をみる指標として設定する。	3割増をめざす。			
○	2-1	東近江市を訪れた宿泊観光客数	29,000人/年	34,000人/年	1月から12月滋賀県観光入込状況調査報告数値	観光客動向をみる指標として設定する。	2割増をめざす。			
	2-2	東近江市観光協会ホームページへのアクセス件数	74,792件/年	100,000件/年	アクセス数調査	観光に対する関心の高さをみる指標として設定する。	3割増をめざす。			
	2-2	農家民泊受け入れ人数	70人/年	1,200人/年	受け入れた人数調査	新たな観光資源に対する関心の高さをみる指標として設定する。	200人/月×6校をめざす。			
○	3-1	農業生産基盤の整備(ほ場整備)ができた割合	88.9%	90.8%	ほ場整備実施済み面積	効率的に農業ができていくかをみる指標として設定する。	ほ場整備予定面積 H23 31ha H24 28ha H25 29ha H26 26ha H27 20ha H28 25ha	88.8%	H21	滋賀県
	3-2	耕作放棄地面積	19.4ha(H23)	14.4ha	耕作放棄地全体調査面積	農地が適正管理、有効活用されているかをみる指標として設定する。	年1haの解消をめざす。			
○	3-3	農用地の担い手への利用集積率	52.3%	70.0%	担い手農家(個人・団体)利用権設定・作業受託を行う農用地の面積	安定的な農業経営ができていくかをみる指標として設定する。	7割の利用集積をめざす。			
○		特定農業団体数とその法人化数		削除		下記に変更する。				
	3-3	認定農業者数(特定農業法人数)	320(20)件	320(50)件	年度末の認定農業者数及び特定農業法人数	安定的な農業経営ができていくかをみる指標として設定する。	各集落の意向や取り組み状況から目標値を設定。			
	3-4	水田野菜生産拡大推進事業取組面積	145ha	160ha	水田野菜生産拡大推進事業取組面積	収益性の高い農産物が安定的に生産されているかをみる指標として設定する。	H22年を基準として年3～4haの面積増をめざす。			
○		環境こだわり米の栽培面積		削除		下記に変更する。				
	3-5	環境こだわり農産物の栽培面積	2,648ha	3,100ha	環境こだわり農産物の栽培面積	環境農業の推進状況をみる指標として設定する。	市内の環境こだわり農産物の栽培面積が年6% <実績 H21:2,293ha→H22:2,648ha(県認証分214ha除く)>の増加を示しているが今後は年3% <計画 H22:2,516ha→H23:2,600ha>程度と予測する。			
	3-6	獣害防止フェンスの設置(更新)延長距離	54km	102km	獣害防止フェンスの設置(更新)延長された距離	獣害の防止状況をみる指標として設定する。	被害発生箇所の全林辺延長距離の整備をめざす。			
	3-7	森林集約化計画面積	4,276ha	17,990ha	森林集約化面積	木材生産コストの低減と供給量の拡大など、安定な林業経営状況をみる指標として設定する。	集約化推進計画に基づき設定。			
	3-8	飼料自給率	20.9%	35.0%	飼料の自給率	安全で安定的な酪農経営の状況をみる指標として設定する。	酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき設定。			
	3-9	漁業組合員数(河川を除く)	39人	39人	漁業組合員数	漁業環境が整っているかをみる指標として設定する。	減少傾向にある状況で、現状維持をめざす。			
	3-10	学校給食地場農産物利用率	29.4%	40.0%	学校給食で地場産農産物が使用されている率	地産地消の推進状況をみる指標として設定する。	現況及び取り組み状況から4割の利用率をめざす。	23.4%	H22	滋賀県公立小中学校地場産物活用状況
○	4-1	小売業における年間商品販売額	95,551百万円(H19)	95,551百万円以上	商業統計調査数値	商業振興の状況をみる指標として設定する。	減少傾向にある状況で、現状維持をめざす。			
○	4-1	卸・小売業の事業所数	1,198カ所(H19)	1,198カ所以上	商業統計調査数値	商業振興の状況をみる指標として設定する。	減少傾向にある状況で、現状維持をめざす。			

第6章 市民生活、地域経済を支えるまちづくり

前期の指標	施策	指標名	基準値	目標値	算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
			H22年度	H28年度				値	年度	内容
○		広域幹線道路の整備(国道421号トンネル整備)	目標達成済み	削除						
	1-1	蒲生スマートインターチェンジの整備	—	完成(H25)	—	交通の利便性の向上をみる指標として設定する。	H25 年度末に完成をめざす。			
○	1-2	都市計画道路の整備率	29.8%	33.0%	改良済み延長 ÷ 都市計画道路計画延長	地域内交通の利便性の向上をみる指標として設定する。	H28 整備率(目標) 全延長 L=115.07km 改良済 L=37.973km (31%) 未改良 L=77.097km (69%)	56.2%	H20	滋賀県の街路整備率
	1-3	橋梁長寿命化修繕計画	—	策定(H25)	—	安全な道路(橋梁)の確保の状況をみる指標として設定する。	H25 年度の策定をめざす。			
○		コミュニティバスのバリアフリー車両数	目標達成済み	削除						
○	2-1	駅のバリアフリー化(近江鉄道)	4カ所	5カ所	駅のバリアフリー化数	利便性の高い公共交通の確保の状況をみる指標として設定する。	鉄道事業者と調整し 1カ所の整備をめざす。			
	2-1	コミュニティバス(ちよこつとバス)の収支率	21.2%	30.0%	運賃収入 ÷ 運行経費	安定した公共交通の確保の状況をみる指標として設定する。	全国平均値を上回ることをめざす。	収支率未達が全国で57%	H20	財)豊田都市交通研究所が実施したアンケート調査の結果によるもの。
	2-2	コミュニティバス(ちよこつとバス)の平均利用者数	6.7人/便	11.0人/便	1日の乗車人数 ÷ 全路線運行便数	公共交通の利用促進状況をみる指標として設定する。	収支率 30% としたときの平均利用者数をめざす。			
	2-3	放置自転車の台数	38台/年	20台/年	放置自転車の年間の台数	適正な公共交通関係施設の管理状況をみる指標として設定する。	年3台減をめざす。			
	3-1	電算システム最適化後の維持管理コストの削減率	—	20.0%	従来までの構築・維持費 ÷ 今後の構築・維持費 × 100	効率的な電算システムの運用状況をみる指標として設定する。	他の地方公共団体の取り組み実績値 20%削減をめざす。			
○	3-2	スマイルネットの加入件数	17,937件	20,000件	ケーブルテレビの加入件数	地域情報を伝えるスマイルネットの安定的な運用をみる指標として設定する。	概ね加入率 50%をめざす。			
	4-1	市街化区域内の未利用率	15.0%(H19)	13.6%	市街化区域(工業専用地域は除く)に占める空閑地の割合	都市機能の集約に向け、市街化区域内の未利用地の解消をみる指標として設定する。	年2haの利用増加をめざす。			
○	4-1	地籍調査実施面積	26.8km ²	27.6km ²	地籍調査実施面積(国土調査法第19条第5項指定面積は含まない)	大切な土地の境界を明確にする地籍調査の推進状況をみる指標として設定する。	調査計画中の面積0.86km ² の実施をめざす。			
○		八日市新川の整備率(暫定整備)		削除		下記に変更する。				
	5-1	八日市新川の整備	—	一部通水	—	安全な河川整備の進捗状況をみる指標として設定する。	愛知川～国道421号線間の通水をめざす。			
	5-2	土砂災害警戒区域の指定	64.0%	100.0%	土砂災害指定箇所数 ÷ 全体箇所数	土砂災害地域への市民意識の高さをみる指標として設定する。	土砂災害警戒区域全箇所において指定をめざす。(20カ所/年)			
○		緊急時の飲料水(貯水量)の確保		削除		下記に変更する。				
	6-1	水道有収率	88.9%	90%以上	年間総有収水量 ÷ 年間総配水量 × 100	安定した水道経営状況をみる指標として設定する。	全国平均値を上回っているが、更なる向上をめざす。	88.4%	H22	全国平均
	6-1	水道事業総収支比率	96.0%	100%以上	総収益 ÷ 総費用 × 100	安定した水道経営状況をみる指標として設定する。	10年間で累積欠損金が解消できる数値を目標とする。(100%以上で単年度欠損金はなくなる)	105.97%	H22	全国平均
○	6-2	下水道(公共、農村下水道)普及率	97.7%	97.7%	処理区域内人口 ÷ 行政区域内人口	衛生的な生活環境の状況をみる指標として設定する。	下水道の面的整備は概ね完了していることから大きな伸びは難しい。	93.6%	H22	滋賀県(公共、農村下水道計)
	6-2	下水道水洗化率	公共 78.0% 農村 98.8%	公共 83.8% 農村 98.8%	処理区域内水洗化人口 ÷ 処理区域内人口	衛生的な生活環境の状況をみる指標として設定する。	水洗化の啓発などにより増加をめざす。(ただし、農村下水道地域は、水洗化率も高く大きな伸びは難しい。)			

第7章 計画推進のために

前期の指標	施策	指標名	基準値		目標値		算出方法	指標の考え方	目標値の設定根拠	参考数値(他市・県等)		
			H22年度	H28年度	値	年度				内容		
	1-1	情報公開平均処理日数	11日	9日	公文書公開請求書受付日から公開日までの期間 ÷ 件数	情報公開の推進状況を見る指標として設定する。	情報公開条例による公開決定等期限 15 日以内 × 6 割=9 日以内をめざす。					
○	1-1	市職員の数	1,187人	1,107人(H27)	年度ごとの定年退職者推計と採用計画による職員推計値	効率的な行政運営が行われているかをみる指標として設定する。	第二次定員適正化計画に基づき設定。					
○		パブリックコメント手続の制度化	目標達成済み	削除								
○		人事考課制度の確立	目標達成済み	削除								
○		行政評価システムの確立	目標達成済み	削除								
	1-2	経常収支比率	78.5%	95%以下	経常的経費に充当された一般財源 ÷ 経常一般財源	健全な財政運営が行われているかをみる指標として設定する。	H22 年度を除いて、合併以降 80%台後半で推移しており、計画期間中においても、普通交付税など経常一般財源の確保が困難と予想されることから、95%以下をめざす。					
	1-2	実質公債費比率	12.9%	18%未満	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金 ÷ 標準財政規模(3ヶ年平均)	健全な財政運営が行われているかをみる指標として設定する。	地方債協議制度の下では18%以上の団体は、総務大臣等の許可(現状は同意)を得なければならないことから、18%未満をめざす。					

総合計画に関連する主な個別計画一覧

章	計画・指針等の名称	策定年度	期間	計画期間	県計画等(関連計画)	根拠法令	所管部	備考
1-4	東近江市人権施策基本計画	H19	5年	H20～H24	滋賀県人権施策基本方針	東近江市人権尊重のまちづくり条例	市民環境部	
1-5	東近江市男女共同参画推進計画	H18	10年	H19～H28	第3次男女共同参画基本計画 滋賀県男女共同参画計画	女子差別撤廃条約 男女共同参画社会基本法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)	市民環境部	
2-1 2-2 2-3	東近江市環境基本計画	H20	10年	H21～H30		東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例	市民環境部	
2-2	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	H19	16年	H19～H34	滋賀県廃棄物処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項	市民環境部	滋賀県一般廃棄物広域化計画(H10～H29)(参考)
2-2	湖東地域一般廃棄物処理基本計画(ごみ・生活排水)	H18	15年	H18～H32	滋賀県廃棄物処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項	市民環境部	滋賀県一般廃棄物広域化計画(H10～H29)(参考)
2-2	東近江市ごみ減量基本計画	H23	10年	H24～H33		任意	市民環境部	
2-2	東近江市生ごみ等リサイクル基本方針	H18				任意	市民環境部	
2-2	東近江市生活排水処理基本計画	H23	10年	H24～H33	滋賀県廃棄物処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項	市民環境部	
2-2	東近江市バイオマスタウン構想	H22	5年	H23～H27		バイオマス活用推進基本法第21条	企画部	国庫補助対象事業計画
2-2	東近江市次世代エネルギーパーク構想	H21	5年	H21～H25	新・国家エネルギー戦略	任意	企画部	
2-3	東近江市景観計画	H22			滋賀県景観計画	景観法第8条	都市整備部	
2-3	東近江市風景づくり基本計画	H22			湖国風景づくり宣言-ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン-	風景づくり条例第6条	都市整備部	
2-3	東近江市住宅マスタープラン	H19	10年	H19～H28	住生活基本計画(全国計画) 滋賀県住生活基本計画	任意	都市整備部	
2-3	地域住宅計画(東近江地域)	H21	4年	H22～H25	滋賀県地域住宅計画	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第6条	都市整備部	国庫補助対象事業計画
2-3	東近江市公営住宅等長寿化計画	H22	10年	H23～H32	滋賀県公営住宅等長寿化計画	社会資本整備総合交付金交付要綱	都市整備部	国庫補助対象事業計画
2-4	東近江市地域防災計画	H17			滋賀県地域防災計画	災害対策基本法第5条	総務部	随時見直し
2-4	東近江市国民保護計画	H18			滋賀県国民保護計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条	総務部	随時見直し
2-4	東近江市既存建築物耐震改修促進計画	H19	8年	H20～H27		建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条	都市整備部	
2-5	東近江市交通安全計画(第9次)	H23	5年	H23～H27	滋賀県交通安全計画(第9次)	交通安全対策基本法第18条	市民環境部	
3-1	東近江市健康増進計画 健康ひがしおうみ21	H19	9年	H20～H28	健康いきいき21 - 健康しが推進プラン -	健康増進法第8条	健康福祉こども部	
3-1	東近江市病院等整備計画	H22	4年	H22～H25	滋賀県地域医療再生計画	任意	地域医療	
3-1	特定健康診査実施計画	H19	5年	H20～H24		高齢者の医療の確保に関する法律第19条	市民環境部	
3-1 3-2 3-3 3-4	東近江市地域福祉計画	H23	6年	H23～H28	滋賀県健康福祉総合ビジョン	社会福祉法第107条	健康福祉こども部	
3-3	東近江市高齢者保健福祉計画	H23	3年	H24～H26	レイカディア滋賀プラン 滋賀県保健医療計画 健康いきいき21 - 健康しが推進プラン -	老人福祉法第20条の8	健康福祉こども部	
3-3	東近江市介護保険事業計画	H23	3年	H24～H26	レイカディア滋賀プラン 滋賀県保健医療計画 健康いきいき21 - 健康しが推進プラン -	介護保険法第117条	健康福祉こども部	

章	計画・指針等の名称	策定年度	期間	計画期間	県計画等(関連計画)	根拠法令	所管部	備考
3-4	東近江市障がい者計画	H20	6年	H21～H26	障害者福祉しがプラン	障害者基本法第11条	健康福祉 こども部	
3-4	東近江市障がい福祉計画	H23	3年	H24～H26	障害者福祉しがプラン	障害者自立支援法第88条	健康福祉 こども部	
4-1	東近江市次世代育成支援対策地域行動計画	H21	5年	H22～H26	淡海子ども・若者プラン	次世代育成支援対策推進法第8条	健康福祉 こども部	
4-1	東近江市幼児施設整備計画	H21	7年	H22～H28		任意	健康福祉 こども部	国庫補助対象 事業計画
4-2	東近江市人づくりプラン(学校教育編)	H19	10年	H20～H29		教育基本法第17条	教育部	
4-2 4-3	東近江市人づくりプラン(生涯学習編)	H20	5年	H21～H25	滋賀の生涯学習社会づくり基本構想	教育基本法第17条	教育部	
4-2	東近江市学校給食基本計画	H17	5年	H23～H27		食育基本法第18条	教育部	
4-2	東近江市公立学校等施設整備計画	H23	3年	H24～H26		義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条	教育部	国庫補助対象 事業計画 毎年更新
4-3	東近江市子ども読書活動推進計画	H19	5年	H20～H24	滋賀県子ども読書活動推進計画	子ども読書活動の推進に関する法律第9条	教育部	
4-4	東近江市文化政策ビジョン	H18	10年	H19～H28		任意	教育部	
4-4	五個荘金堂伝統的建造物群保存地区保存計画	H17				文化財保護法第143条	教育部	
4-4	東近江市史編さん事業「能登川の歴史」推進計画	H18	8年	H19～H27		任意	教育部	
4-4	東近江市史編さん事業「湖東地区古文書調査」実施計画書	H22	5年	H22～H26		任意	教育部	
5-3	農業振興地域整備計画	H23	10年	H23～H32	農業振興地域整備基本方針	農業振興地域の整備に関する法律第8条	産業振興部	
5-3	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	H22	10年	H22～H32		農業経営基盤強化促進法第6条	産業振興部	
5-3	農業農村整備事業管理計画	H23	5年	H23～H27		任意	産業振興部	国庫補助対象 事業計画 毎年更新
5-3	東近江市森林整備計画	H20	10年	H20～H30	地域森林計画	森林法第10条の5	産業振興部	
5-3	森林病害虫等防除法に基づく地区実施計画	H19	5年	H19～H24		森林病害虫等防除法第7条の10	産業振興部	
5-3	東近江市酪農・肉用牛生産近代化計画	H23	10年	H23～H32	滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4	産業振興部	
5-3	東近江市地産地消推進計画	H18			しがの農業・水産業新戦略プラン 滋賀県食育推進計画	任意	産業振興部	
5-3	東近江市鳥獣被害防止計画	H23	3年	H23～H25		鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第4条	産業振興部	
5-4	八日市中心市街商業等活性化基本計画	H13				中心市街地の活性化に関する法律第9条	産業振興部	
6-1	東近江市道路整備マスタープラン	H20	10年	H21～H30	滋賀県道路整備アクションプログラム	任意	都市整備部	
6-2	東近江市コミュニティバス第2次再編計画	H22	3年	H22～H24		任意	市民環境部	
6-3	東近江市地域情報化計画	H21	6年	H21～H26		任意	総務部	
6-4	東近江市国土利用計画	H19	10年	H20～H29	国土利用計画(全国計画) 滋賀県国土利用計画	国土利用計画法第8条	企画部	
6-4	東近江市都市計画マスタープラン	H22	10年	H22～H32	近江八幡八日市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、湖東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法第18条の2	都市整備部	
6-5	東近江市浸水対策下水道(雨水)基本計画	H18			琵琶湖流域別下水道整備総合計画	下水道法第4条	都市整備部	

章	計画・指針等の名称	策定年度	期間	計画期間	県計画等(関連計画)	根拠法令	所管部	備考
6-6	琵琶湖流域下水道(湖南中部処理区)東近江市公共下水道全体計画	S52	48年	S52～H37	琵琶湖流域別下水道整備総合計画 滋賀県汚水処理施設整備構想	下水道法第4条	水道部	国庫補助対象事業計画
6-6	琵琶湖流域下水道(東北部処理区)東近江市公共下水道全体計画	H22	16年	H22～H37	琵琶湖流域別下水道整備総合計画 滋賀県汚水処理施設整備構想	下水道法第4条	水道部	国庫補助対象事業計画
7-1	東近江市人材育成基本方針	H18				任意	総務部	
7-1	東近江市職員子育て支援プラン(特定事業主行動計画)	H21	5年	H22～H26		次世代育成支援対策推進法第19条	総務部	
7-1	定員適正化計画	H22	5年	H23～H27		任意	総務部	
7-1	東近江市行政改革大綱	H21	3年	H22～H24		任意	企画部	
7-1	東近江市集中改革プラン	H22	3年	H22～H24		任意	企画部	
7-1	東近江市公の施設改革計画	H23	5年	H23～H27		任意	企画部	
	新市まちづくり計画	H16	11年	H16～H26		地方自治法第252条の2 市町村の合併の特例に関する法律第6条	企画部	
	合併建設計画	H17	11年	H17～H27		地方自治法第252条の2 市町村の合併の特例に関する法律第6条	企画部	

※個別計画については、計画の方向性を明確にするため、主として位置づける施策項目にのみ「関連する主な個別計画」として掲載しています。よって、各個別計画が関係する全ての施策については、実施計画において明記します。

※平成23年度末時点で策定済みの個別計画を掲載しています。

まちづくり懇談会の提言

本構想の策定に関して意見を聴取し、今後のまちづくりの推進に資するため、東近江市まちづくり懇話会を開催しました。(平成18年に3回開催)懇話会からの提言は次のとおりです。

まちづくり懇話会による「六つの提言」

提言① 一体感の醸成

「人と人」という視点から、地域と地域、人と人とのつながりを強化できるよう、市民が互いの地域の歴史や文化を知り、暮らしの中において様々な交流機会の拡大を図ること。

提言② 豊かな自然と歴史の継承

「人と自然」という視点から、歴史を大切に、恵まれた自然を損なうことなく、次代へ継承していきけるよう、これまでの暮らしを見直し、自然と共生する暮らしを実現すること。

提言③ 心豊かな人づくり

「人と心」という視点から、ふるさとを愛し、互いを思いやる豊かな心を持った人が育つ環境の整備を図ること。

提言④ 安全・安心

「人とまち」という視点から、地震など自然災害に対する日頃からの防災体制の強化とともに、子ども、高齢者、障害者が日常生活の中で安心して暮らせる地域づくりや体制づくりを図ること。

提言⑤ 市民と行政の協働

「協働のまちづくり」の視点から、まちの様々な情報の共有化に努めるとともに、地域住民が主体的に取り組む地域活動を活性化するために、市民の役割とそれを支援する行政の役割が明確に分かるしくみを構築すること。

提言⑥ 都市基盤の整備

都市基盤の強化として、地域経済の活性化、地域間を結ぶ道路交通の整備、市街地の再整備、農地や山林の保全に協働で取り組むこと。

以上によって、「安全・安心で快適な暮らしと活力あるまちづくり」をめざすため、市民と行政が共に手を携えて進める「協働のまちづくり」を進めること。

平成17年2月11日

条例第39号

改正 平成21年12月21日条例第31号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として東近江市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、東近江市総合計画に関し必要な事項の調査及び審議を行い、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年2月11日から施行する。

附 則(平成21年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

審議会諮問文

東企第659号
平成22年11月30日

東近江市総合計画審議会 会長 様

東近江市長 西澤久夫

東近江市総合計画について(諮問)

平成19年3月策定の東近江市総合計画の前期基本計画が平成23年度末で終了することから、基本構想の時点修正及び後期基本計画の策定について、東近江市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

審議会答申文

平成24年3月21日

東近江市長 西澤久夫 様

東近江市総合計画審議会
会長 稲川武宣

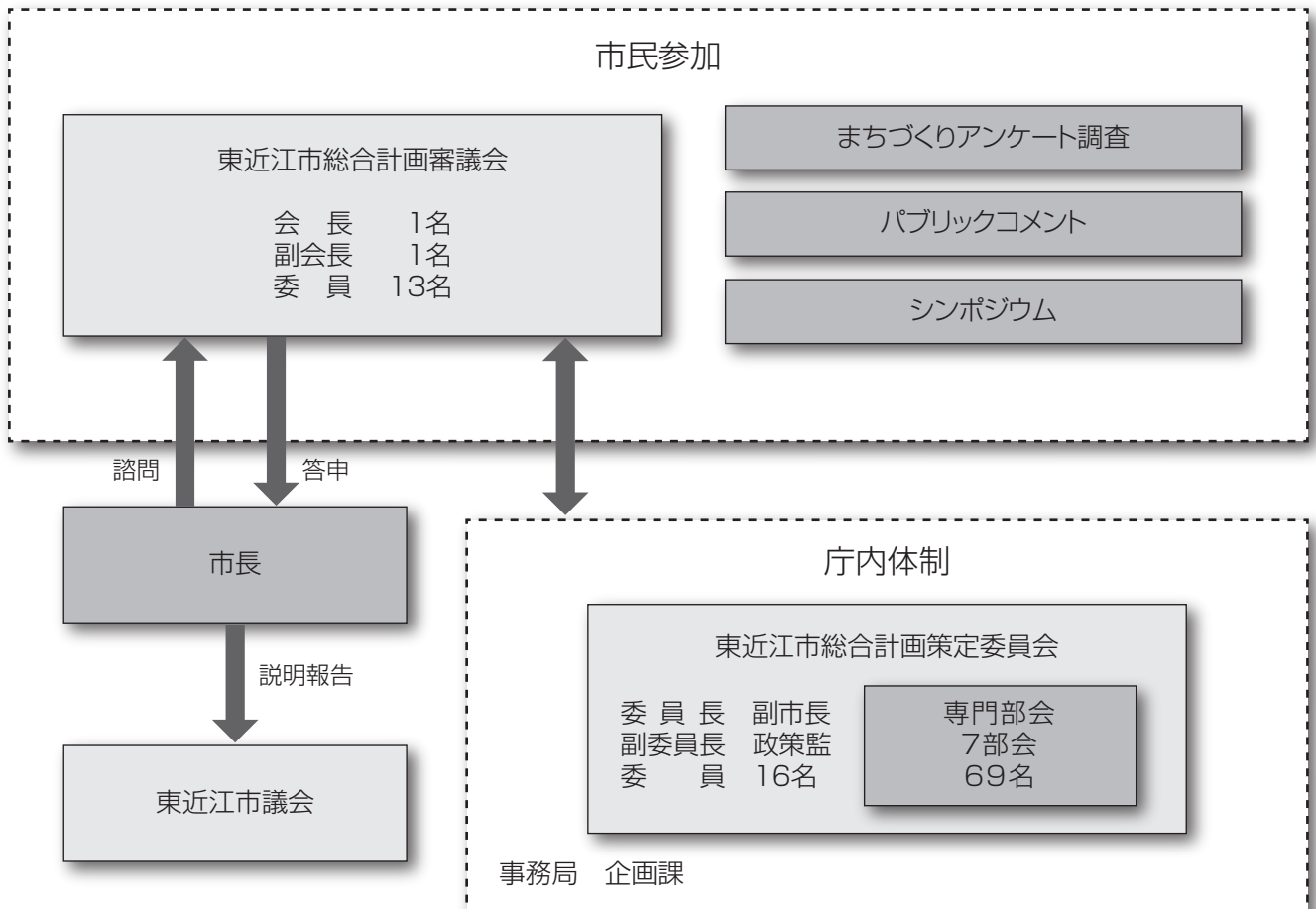
東近江市総合計画【後期】について(答申)

平成22年11月30日付け東企第659号で諮問のありました、東近江市総合計画基本構想及び後期基本計画について、当審議会では慎重に審議を重ね、別冊のとおり東近江市総合計画【後期】(案)を策定しましたので答申します。

東近江市総合計画審議会委員名簿

	氏名	備考
会 長	稲川 武宣	三重大学 人文学部 准教授
	堤 吉男	商工業・まちづくり
	小倉 昌和	まちづくり・観光
	井上 由美	観光物産
	武藤 精蔵	環境
	大林 恵子	環境・林業
	小梶 猛	教育・交流
	太田 清蔵	高齢福祉
	野々村 光子	障がい福祉・雇用
	川村 高子	商工業
	北川 陽子	地場産業
	山村 文志郎	まちづくり
	副 会 長	今堀 治夫
森田 初枝		まちづくり・民生福祉
北川 憲司		地域自治

東近江市総合計画策定体制図



策定経過

平成22年	11月 16日	第1回 総合計画策定委員会	
	11月 30日	第1回 総合計画審議会(諮問)	
平成23年	1月 6日	まちづくりアンケート調査(～1月21日まで)	
	3月 16日	第2回 総合計画策定委員会	
	3月 24日	第2回 総合計画審議会	
	5月 18日	第3回 総合計画策定委員会	
	5月 26日	第3回 総合計画審議会	
	6月 25日	東近江市総合計画シンポジウム 東近江百物語 第一章 東近江市のGOOD NEWSをみんなで分かち合いませんか！	
	7月 6日	第4回 総合計画策定委員会	
	7月 22日	第5回 総合計画策定委員会	
	7月 27日	第6回 総合計画策定委員会	
	8月 11日	第4回 総合計画審議会	
	9月 21日	第7回 総合計画策定委員会	
	9月 22日	第5回 総合計画審議会	
	10月 19日	第8回 総合計画策定委員会	
	11月 1日	第6回 総合計画審議会	
	12月 1日	第7回 総合計画審議会	
	12月 21日	第9回 総合計画策定委員会	
	12月 26日	第8回 総合計画審議会	
	平成24年	1月 23日	東近江市総合計画【後期】(案)に対するパブリックコメント (～2月21日まで)
		1月 26日	第9回 総合計画審議会
2月 8日		東近江市総合計画シンポジウム 東近江百物語 第二章 東近江市のGOOD NEWSをみんなで分かち合いませんか！	
2月 29日		第10回 総合計画策定委員会	
3月 21日		第10回 総合計画審議会(答申)	